

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)
2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

| | | |
|-------------------------------------|---------------|---|
| ○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定 | (食と暮らしの安全推進課) | 一 |
| ○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請 | (廃棄物対策課) | 一 |
| ○特定非営利活動法人の設立の認証申請 | (共同参画社会推進課) | 二 |
| ○保安林の指定の解除の予定 | (森林整備課) | 二 |
| ○道路の区域変更 | (道路課) | 二 |
| ○道路の供用開始(二件) | (同) | 三 |
| ○昭和三十三年宮城県告示第百十号(水防警報を行う河川の指定)の一部改正 | (河川課) | 三 |
| ○平成十七年宮城県告示第千九百九十三号(浸水想定区域の指定)の一部改正 | (同) | 三 |
| ○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件) | (都市計画課) | 三 |
| ○都市計画変更の図書の写しの縦覧(六件) | (同) | 四 |
| ○土地改良事業の施行の同意(二件) | (北部地方振興事務所) | 五 |
| ○予算の公表 | (財政課) | 五 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 | (契約課) | 六 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 | (教育庁教職員課) | 八 |
| ○公開口頭審理の開催 | | 八 |
| 公安委員会 | | |
| ○警備業法第十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習 | | |

の実施

正 誤

○宮城県公報第二〇五九号中

告 示

○宮城県告示第五百二十五号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地

財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目一番地二十五

二 講習会の開催年月日及び会場

1 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十一年十月五日(月)、十九日(月)及び二十六日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城 六階六〇一大会議室

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十一年十月五日(月)、十九日(月)及び二十六日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城 六階六〇一大会議室

三 受講料

一人 一万八千円

○宮城県告示第五百二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の五第一項の

規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下、「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社東洋環境開発

2 所在地 宮城県仙台市青葉区小田原六丁目七番一号

3 代表者の氏名 代表取締役 林 昭兵

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大和町鶴巣山田字宮田二十三番一号

三 産業廃棄物処理施設の種類の

がれき類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

五 申請年月日

平成二十一年五月十九日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所塩釜総合支所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十一年六月五日から平成二十一年七月六日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十一年七月二十一日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所塩釜総合支所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第五百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ファイブブリッジ

代表者の氏名 畠山 茂陽

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区北目町四番七号 HSGビル三階

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城・仙台の企業や団体、個人が組織の垣根を超えた地域の活力源となるコミュニティを作るとともに、アントレプレナーの育成支援ならびに全国各地の地域づくり実践者との架け橋となる地域プロモーション交流事業の実施を通じて、宮城・仙台を中心とした

地域社会の情報共有の推進と活性化に資することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年五月二十一日

○宮城県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所 栗原市花山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 道路用地とするため

（次の図は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東和登米線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|-------|---|--------------|-----------------|-----------------|
| 変更の区間 | | 変更の 前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
| 前 | 後 | 二一・八 三四・二 | 二一・八 三四・二 | 三二八・五 三二八・五 |

○宮城県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|-------|---|----------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
| 県道 | 中田栗駒線 | 登米市石越町南郷字新田二二三番一地从先から 同市同町南郷字新田二八番一地从先まで | 平成二十一年 六月五日 |

○宮城県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|--------------|-----------------------------------|------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
| 県道 | 気仙沼沿前 高田線 | 気仙沼市上東側二六番一地从先から 同市上東側一四番四地先まで | 平成二十一年 六月二十二日 |

○宮城県告示第五百三十二号

昭和三十三年宮城県告示第一百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年六月五日から施行する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表荒川の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----|----|-------------------|
| 小田川 | 右岸 | 阿武隈急行線から阿武隈川合流点まで |
|-----|----|-------------------|

表七北田川の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----|----|--------------------------|
| 梅田川 | 左岸 | 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで |
|-----|----|--------------------------|

○宮城県告示第五百三十三号

平成十七年宮城県告示第九十三号（浸水想定区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年六月五日から施行する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号の表荒川の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----|----|-------------------|
| 小田川 | 左岸 | 阿武隈急行線から阿武隈川合流点まで |
|-----|----|-------------------|

第一号の表広瀬川の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----|----|--------------------------|
| 梅田川 | 右岸 | 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで |
|-----|----|--------------------------|

○宮城県告示第五百三十四号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 仙台市荒井東土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百三十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画第一種市街地再開発事業

2 名称 一番町二丁目四番地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百三十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百三十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百三十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百三十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・九五 蒲町荒井線

三・四・三三四 荒井線

三・四・三三五 荒井東線

三・四・三三六 荒井駅前線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百四十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

公 告

○平成二十一年三月三十一日専決処分した平成二十年宮城県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成20年度宮城県一般会計補正予算

歳入歳出予算補正
 歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 1 県 税 | 1 県 民 税 | 281,700,000 <small>千円</small> | 850,000 <small>千円</small> | 282,550,000 <small>千円</small> |
| | 2 事 業 税 | 89,483,000 | 520,000 | 90,003,000 |
| | 3 地 方 消 費 税 | 79,047,000 | 450,000 | 78,597,000 |
| | 4 不 動 産 取 得 税 | 35,700,000 | 250,000 | 35,950,000 |
| | 5 県 た ば こ 税 | 7,608,000 | 470,000 | 8,078,000 |
| | 6 自 動 車 税 | 4,849,000 | 70,000 | 4,919,000 |
| | 7 自 動 車 税 | 34,026,000 | 50,000 | 34,076,000 |
| | 8 自 動 車 取 得 税 | 6,389,000 | 90,000 | 6,299,000 |
| | 9 軽 油 引 取 税 | 23,097,000 | 30,000 | 23,127,000 |
| | 10 地方交付税 | 177,896,877 | 620,000 | 178,516,877 |
| 5 地方交付税 | 1 地方交付税 | 177,896,877 | 620,000 | 178,516,877 |
| | 2 財産売払収入 | 2,404,049 | 23,000 | 2,427,049 |
| 10 財産収入 | 2 財産売払収入 | 1,273,702 | 23,000 | 1,296,702 |

2 名称 あすと長町西部地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度利用地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、栗原市が行う土地改良事業（新堰下地区）の施行に平成二十一年五月二十七日同意した。

なお、この同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの同意に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年六月五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

○宮城県告示第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、栗原市が行う土地改良事業（金矢2地区）の施行に平成二十一年五月二十七日同意した。

なお、この同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの同意に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年六月五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

| | | | | |
|----------|----------|-------------|-----------|-------------|
| 14 諸 収 入 | | 78,887,060 | 63,000 | 78,950,060 |
| | 5 収益事業収入 | 3,800,000 | 63,000 | 3,863,000 |
| 歳 入 合 計 | | 827,543,012 | 1,556,000 | 829,099,012 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|-------------|-----------|-------------|
| 2 総 務 費 | | 51,302,507 | 1,556,000 | 52,858,507 |
| | 1 総務管理費 | 24,862,520 | 1,556,000 | 26,418,520 |
| 歳 出 合 計 | | 827,543,012 | 1,556,000 | 829,099,012 |

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量

- (一) 普通乗用自動車（ハイブリッド車） その一） 二十五台
 - (二) 普通乗用自動車（ハイブリッド車） その二） 二十九台
 - (三) 普通乗用自動車（ハイブリッド車） その三） 二十四台
 - (四) 普通乗用自動車（ハイブリッド車） その四） 二十五台
 - (五) 普通乗用自動車（ハイブリッド車） その五） 十五台
 - (六) 普通乗用自動車（ハイブリッド車） その六） 十八台
 - (七) 小型乗用自動車（ハイブリッド車） 三十台
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。
- (一) 1の(一)の購入物品 平成二十一年十二月十八日（金）
 - (二) 1の(二)の購入物品 平成二十二年一月二十二日（金）

- (三) 1の(三)の購入物品 平成二十二年二月十二日（金）
 - (四) 1の(四)の購入物品 平成二十二年三月五日（金）
 - (五) 1の(五)の購入物品 平成二十一年十月三十日（金）
 - (六) 1の(六)の購入物品 平成二十一年十一月三十日（月）
 - (七) 1の(七)の購入物品 平成二十一年十月三十日（金）
- 4 納入場所 本庁各課及び各地方機関
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経
営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図
り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下
「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関
わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係
者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以
下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人
等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、
又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す
る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城
県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇
二二・二二一・三三三五）へ平成二十一年六月二十四日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成等

1 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものことに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ
先
千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 菅原 修 電話〇二二・二二一・三三三三）

3 入札説明書の交付期限

平成二十一年六月十八日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平
成二十一年六月十七日（水）までであって申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年六月二十四日
（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札
日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十一年七月十四日（火）午後五時まで
(二) 場所 2に同じ

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。た
だし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所 開札の日時は平成二十一年七月十五日（水）とし、開札の時刻及び場所は

一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時十五分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

(三) 一の1の(三)の購入物品 午前十時三十分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

(四) 一の1の(四)の購入物品 午前十時四十五分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

(五) 一の1の(五)の購入物品 午前十一時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

(六) 一の1の(六)の購入物品 午前十一時十五分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

(七) 一の1の(七)の購入物品 午前十一時三十分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十
八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する
消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
た金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免稅事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載するもの。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured :

① Passenger Cars (Hybrid electric vehicles) (25)

② Passenger Cars (Hybrid electric vehicles) (29)

③ Passenger Cars (Hybrid electric vehicles) (24)

④ Passenger Cars (Hybrid electric vehicles) (25)

⑤ Passenger Cars (Hybrid electric vehicles) (15)

⑥ Passenger Cars (Hybrid electric vehicles) (18)

⑦ Passenger Cars (Hybrid electric vehicles) (30)

2 Deadline for Delivery :

① Friday, December 18, 2009

② Friday, January 22, 2010

③ Friday, February 12, 2010

④ Friday, March 5, 2010

⑤ Friday, October 30, 2009

⑥ Monday, November 30, 2009

⑦ Friday, October 30, 2009

3 Place of Delivery : Each Public Works Office.

4 Deadline for Bid : Tuesday, July 14, 2009, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Shu Sugawara, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-214-3332

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教育・福祉複合施設整備事業に係る、設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教職員課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月三十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 鹿島建設株式会社東北支店 仙台市青葉区二丁目一番二十七号 有限会社阿部仁史アトリエ 仙台市若林区卸町三丁目三番十六号 株式会社関・空間設計 仙台市青葉区木町通二丁目二番十一号 株式会社佐藤総合計画東北事務所 仙台市青葉区本町二丁目十六番十五号 東京海上フィナンシャルサービス証券会社 東京都千代田区霞が関三丁目一番六号 株式会社橋本店 仙台市青葉区立町二十七番二十一号 太平ビルサービス株式会社 仙台市青葉区花京院二丁目一番二十号 同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号 コクヨ東北販売株式会社 仙台市若林区卸町二丁目十二番七号
五 落札金額 八十三億四千三十五万二千二百八十八円
六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十年十月二十八日

人事委員会

○元宮城大学勤務山本眞千子に対する平成十六年七月十三日付け懲戒処分について、第一回口頭審理を次により行う。

平成二十一年六月五日

宮城県人事委員会

一 日時

平成二十一年七月七日 午前十時三十分

二 場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁舎 十八階 一八〇二会議室

傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名限り交付します。

公安委員会

宮城県公安委員会告示第89号
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年6月5日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- (2) 実施期日

平成21年7月7日（火）から平成21年7月10日（金）までの4日間（7月7日から同月9日までの3日間は、午前9時30分から午後4時50分まで、同月10日は、午前9時30分から午前11時20分までとし、午前11時35分から修了考査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 受講対象者

受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定期則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」と

いう。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

- (4) 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講手続

- (1) 申込み受付期間
平成21年6月17日（水）から平成21年6月30日（火）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時00分から午後5時00分まで）
なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。
- (2) 申込書の提出先
宮城県内の各警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。
- (3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通

ウ 受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書面 1通

(ア) 前記4-(1)に該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(2)に該当する者

(ウ) 前記4-(3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(ア) 前記4-(4)に該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(ウ) 前記4-(5)に該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

Ⅰ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第63の項に基づき、23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)

正 誤

○宮城県公報第二〇五九号(平成二十一年五月二十二日付け)中

ページ

段

行

正

誤

一

上

五

食と暮らしの安全推進課

食と暮らしの安全推進課